

2017年6月定例会 平あや子議員の一般質問

◆平あや子 日本共産党議員団の平あや子です。一問一答方式で質問します。

初めに、教育勅語の問題について質問します。

安倍政権は、ことし3月、教育勅語の学校での使用を容認する国会答弁を行いました。その後5月3日、安倍晋三首相は、憲法第9条の改悪を2020年までに行うと言明しました。6月15日、一般国民を監視の対象とする共謀罪を強行採決しました。同日付の地元紙社説は、「民主主義の足元が危うい」との見出しで、「共謀罪」法案審議の最終盤で、与党側は「禁じ手」を持ち出してきた。あまりに横暴過ぎる。与党自らが「言論の府」「立法の府」である国会の責任を放棄し、その役割を形骸化させるに等しい」と報道しました。安倍政権の教育勅語容認は、戦争する国づくりを目指す教育の反動化の一環です。

教育勅語は周知のように、日本の教育を誤らせ、日本国民を侵略戦争に駆り立てた根源であり、主権在民の憲法と相入れないものとして、戦後、教育の現場から排除されたものです。以降、日本は勅語を教育で二度と肯定的に使用しないことをかたく決め、今日まで守ってきました。その一線を破ることの重大さは、産経新聞を除く全国紙が全て批判の社説を掲げたことから明らかです。

教育勅語とは、生まれながらにして天皇にひたすら奉仕することになっている臣民に天皇が与えた教育の根本方針であり、明治天皇が臣民に下した教育の指導原理として、明治23年10月30日に発表されました。内容は、重大事態があれば命をかけて天皇を守れというもので、国民を侵略戦争に動員する上で大きな役割を果たしました。

勅語は、大きく分けて3つの部分からできています。

第1段は、天皇が国も道徳もつくった。天皇への忠誠にこそ教育の基礎があるとあり、この国も道徳も天皇の祖先がつくったもので、臣民が心一つに忠孝に励むという国体の真髄こそが教育の基礎だという、天皇主権と神話的国体観の表明です。第2段には、いざとなれば天皇国家に身をささげよ。全ての徳目は天皇国家のためにあるとあります。よく引き合いに出される徳目の部分です。第3段には、勅語の徳目は皇祖皇宗の遺訓だからよく守るようにとあり、第2段で述べた徳目は明治天皇の考えでなく、天皇の祖先たちが考えたことだから、その子孫たる天皇も、天皇に仕える臣民もよく守らなければならないというだめ押しの部分です。

教育勅語の道徳律は、どの部分をとっても主権在民の現代社会と相入れません。その理由は、第1に、天皇という主人がその臣民に道徳を与えるというやり方です。端的に言えば、国民は内面的価値観まで含め、天皇の奴隷だということです。これは主権在民の社会で通用するものではありません。

第2に、示された徳目が全て天皇国家の隆盛に収れんしていることです。例えば、親孝行も夫婦仲よくも、家ががたがたしては天皇国家は盛んにならないから、みんな仲よくするようにとということです。仲よくするのも、勉強するのも、法令を守るのも、全て天皇国家のためだ。そんな道徳律は独裁国家のものであり、民主主義国家

ではあり得ません。

第3に、個々の徳目の内容の異常さです。その典型は、徳目の最後を締めくくる「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」です。「公ニ奉ジ」とは、天皇国家のために尽くすことです。緊急事態に大義と勇気を持って天皇国家のために尽くせ。それは端的に言えば、お国のために血を流せでしょう。

そこで伺います。(1)、国民の道德全てで天皇国家に奉仕することを求めた教育勅語は、どの一片にも主権在民の社会に通用する要素を持たないと考えますが、見解を伺います。

○議長(永井武弘) 篠田市長。

[篠田 昭市長 登壇]

◎市長(篠田昭) 平あや子議員の御質問にお答えします。

1948年6月19日の衆議院で教育勅語等排除に関する決議が、参議院では教育勅語等の失効確認に関する決議が承認されました。

当時の森戸文部大臣も、教育勅語その他の詔勅に対しては、教育上の指導原理たる性格を否定してきた。このことは、新憲法の制定、それに基づく教育基本法並びに学校教育法の制定によって法制上明確にされたと答弁していることも承知しています。

これらのことから現在、教育勅語には法制上の効力はないと認識しています。

[平 あや子議員 発言の許可を求む]

○議長(永井武弘) 平あや子議員。

[平 あや子議員 登壇]

◆平あや子 今市長の答弁にもありました、戦後日本の教育勅語への公的な扱いの土台は、今から69年前のきょう、1948年6月19日に衆参両院でそれぞれ全会一致で採択された教育勅語等排除に関する決議と、教育勅語等の失効確認に関する決議です。国権の最高機関の決議であるとともに、その執行に文部省も全面的に同意していますから、文字どおり土台の名に値するものであり、この2つの決議から安倍政権も自由ではあり得ません。

国会決議では、教育勅語は主権在君と神話的国体観に基づいたもので、基本的人権、憲法の精神と相入れない。だから排除、失効するとしています。教育勅語を今の社会に何とか持ち込もうとする人々は、勅語にも夫婦相和シを夫婦仲よくとか、父母ニ孝ニを親孝行とか、今に通用することも書いてあるとアピールします。しかし、この部分的には通用するという部分的真理論は、国会決議で否定されています。衆議院決議は、実は当初の案には、勅語には部分的真理が認められるという文言がありました。それが幾度もの会合を経て削除されます。その事情を踏まえ、当時の決議案の提案者、松本淳造衆院文教委員長は次のように述べました。「我々は、その教育勅語の内容におきましては、部分的には真理性を認めるものであります。それを教育勅語の枠から切り離して考えるときには真理性を認めるものでありますけれども、勅語という枠の中にあります以上は、その勅語そのものが持つところの根本原理を、我々としては現在認めることができないという観点を持つものであります」。決議案の経過を受けた回りくどい言い方ですが、教育勅語の枠の中にある限り、どんなものも真理性がない

と言い切っていることが重要です。安倍政権や右翼勢力が、教育勅語にも家族愛や隣人愛などの徳目が含まれていると言うのは問題のすりかえです。教育勅語に盛り込まれた徳目は、あくまでも戦争が起きれば命をかけて天皇を守れという前提で、一般的に道徳を説いたわけではありません。

教育勅語排除・失効の国会決議は、今なお政府を拘束しています。当時の文部省は、この国会決議の6日後の6月25日、教育勅語等の取り扱いについてという通達を出します。そこでは、保管中の勅語の返却を指示するとともに、その趣旨徹底について遺漏のないよう万全を期せられたいと明記しています。決議の趣旨とは、基本的人権を損なう教育勅語の排除、失効そのものであり、決議の言葉をかりれば、排除の措置の完了です。この通達は、今日でも政府、文部科学省が引き継いでいることが国会で確認されています。

歴代政府は国会決議に基づき、教育勅語を朗読しないこと、学校教育において使わないとしてきました。こうした政府の姿勢が揺らぐのは明らかに安倍政権以降であり、最も特徴的なのが、ことし3月31日付の政府答弁書です。そこには、憲法や教育基本法等に反しない形で、教育勅語を教材として用いることまでは否定されないと考えているとあります。従来の「教育勅語は扱ってはならない」から「用いることがあり得る」という、重大な後退です。政府答弁書は閣議決定を経たものですから、内閣の公式の態度です。現政権の答弁は、勅語は基本的に使用できないという政府が守ってきた一線を越えようとする重大なものです。

そこで伺います。(2)、安倍政権下での答弁の後退は、教育勅語の公教育への持ち込みを可能とする重大な問題であると考えますが、どうでしょうか。

○議長(永井武弘) 前田教育長。

[前田秀子教育長 登壇]

◎教育長(前田秀子) 私も、1948年に衆参両院で教育勅語の排除と失効確認に関する決議が承認され、現在では教育勅語は効力を失っているとしっかり認識しています。

このような中、小学校や中学校の社会科の教科書に教育勅語が教材として掲載されています。日本の歴史を学ぶ中で、教育勅語が定められた歴史的背景やその内容を児童生徒が学ぶことは大切であると考えますが、道徳の教材などで用いたり、暗唱したりすることは好ましくないと考えています。

[平 あや子議員 発言の許可を求む]

○議長(永井武弘) 平あや子議員。

[平 あや子議員 登壇]

◆平あや子 政府答弁書では、憲法や教育基本法等に反しなければとされていますが、戦後の憲法や教育基本法制定に伴って国会でも排除、失効が決まった教育勅語が、憲法などと両立するわけではありません。国会における森友学園疑惑の追及の中で、同学園が運営する大阪市の学校法人塚本幼稚園幼児教育学園において、園児に教育勅語を暗唱させ、それを安倍首相や稲田朋美防衛相が賛美していたことが問題になりました。教育勅語を教材にしようという安倍政権の態度に、歴史を直視せず、侵略戦争を反省しない態度があるのは明らかです。教育勅語は、国民の精神の自由を奪い、支配した

だけでなく、おびただしい殺りくと犠牲を生んだことを私たちは忘れてはならないと思います。

日本共産党は戦前、非合法のもとで、主権在民と平和のために絶対主義的天皇制と侵略戦争に命をかけて立ち向かった政党です。それを受け継ぐ者として、本市の教育現場においても、教育勅語を道徳などの教材にするのは絶対に許されないことを申し上げておきます。

次に2、受動喫煙の問題に移りたいと思います。

受動喫煙とは、他人のたばこの煙を吸うことです。たばこから発生する粉じん成分は、熱で揮発し、空気で冷えて凝集したタールのミスト、霧です。たばこの煙は、越境汚染で問題となった微小粒子状物質、PM2.5よりもさらに小さいため、肺の最も深い部分に到達し、肺の炎症を起こします。肺で発生した炎症物質は、血液に乗って全身の血管の炎症を起こし、全身の動脈硬化の原因になります。平成28年の国立がん研究センターの発表によれば、この受動喫煙が原因でがんなどの病気になり、1年間に亡くなった人は1万5,000人と推計されています。この人数は、交通事故死亡者数の約4倍になります。受動喫煙を受けている者の罹患リスクは高く、肺がんになる危険性は1.3倍、乳幼児突然死症候群の危険性は4.7倍高まるとのことです。日本医師会が作成した「禁煙は愛」というリーフレットの中には、家庭の中に一人でもたばこを吸っている人がいたら、家族全員の健康が害されることになることとあります。たばこを吸う夫の妻は、夫からの受動喫煙がない人に比べて肺がんのリスクが1.3倍になり、家族に気を使って換気扇の下で喫煙していても、子供の尿からは大量のニコチン代謝物が検出されたという恐ろしい事実が指摘されています。

現行の健康増進法は、病院や官公庁施設、飲食店など、人が集まる施設の管理者に受動喫煙防止の対策をとるよう求めています。罰則のない努力義務にとどめています。世界保健機関WHOは、日本の対策を4段階評価の最低に位置づけています。こうした状況のもと、ことし5月19日には東京都千代田区において、近所のたばこの煙に悩んでいる人たちが集まり、受動喫煙被害撲滅のための近隣住宅受動喫煙被害者の会が結成されました。参加した住民からは、ベランダでたばこを吸う人がいて、風に乗って届く煙のにおいで吐き気がするときがある、子供がぜんそくで発作が起きるなどの深刻な相談が寄せられています。

そこで質問ですが、(1)、健康被害より産業保護を優先させてきた日本では、子供が家庭で親が吸うたばこの煙にさらされるなど、社会的弱者ほど受動喫煙の被害を受けている深刻な実態があります。受動喫煙の影響について、本市の認識を伺います。
○議長（永井武弘） 長井保健衛生部長。

〔長井亮一保健衛生部長 登壇〕

◎保健衛生部長（長井亮一） 受動喫煙による健康被害については、厚生労働省の調査によると、受動喫煙を受けている人の疾病罹患リスクが肺がんが1.3倍のほか、虚血性心疾患1.2倍、脳卒中1.3倍、乳幼児突然死症候群が4.7倍など、その悪影響は科学的に明らかにされています。

また、議員からもお話がありましたが、全国で少なくとも年間1万5,000の方が、

受動喫煙を受けなければがん等で死亡せずに済んだと推計されています。その数は、交通事故死亡者数の約4倍とされています。

本市としても、新潟市健康づくり推進基本計画において、市民の行動目標として受動喫煙の防止を掲げており、妊婦、子供を含め、全ての市民を受動喫煙の健康被害から守ることは重要であると認識しています。

〔平 あや子議員 発言の許可を求む〕

○議長（永井武弘） 平あや子議員。

〔平 あや子議員 登壇〕

◆平あや子 受動喫煙の害について認識している、深刻な影響があるということでしたが、厚生労働省はことし3月1日に、受動喫煙防止対策の強化について、基本的な考え方の案を公表しています。それによりますと、受動喫煙の防止が平成15年に健康増進法の努力義務とされてから10年以上経過したが、飲食店や職場等での受動喫煙は依然として多く、努力義務としての取り組みでは限界であるとし、国民の8割を超える非喫煙者を受動喫煙による健康被害から守るため、多数の者が利用する施設等の一定の場所での喫煙の禁止と、管理権限者への喫煙禁止場所の位置の掲示等を義務づけるとしています。

報道等で明らかのように、受動喫煙対策を強化するため、政府が今国会での成立を目指していた健康増進法改正案は、例外的に喫煙を認める飲食店の線引きをめぐり、厚生労働省と自民党が折り合えず、提出が先送りされることになりました。自民党は、飲食店の営業が成り立たなくなるとして原則禁煙に反対し、喫煙、分煙と表示すれば喫煙を認める案を提示しました。しかし、今、受動喫煙で問題視されているのが、ホテルや飲食店などで長時間働く従業員の職業的な健康被害です。大学生や高校生など未成年者がアルバイトとして働く店舗も多く、特に若い女性従業員が受動喫煙の影響を受けると、将来的に不妊になったり、出生後の乳幼児突然死症候群など、胎児や乳幼児にまで悪影響を与えます。飲食店などでは、分煙にするため、ガラスドアで仕切って密閉した喫煙室を設けていますが、これでも煙を遮断することはできません。人が出入りする際には、必ず体にたばこの煙がまとわりついて移動し、有害物質を拡散させるからです。服や髪の毛、カーテンなどからたばこ臭を感じたときには、有害物質を体内に吸い込み、受動喫煙の被害に遭っているのです。分煙では、健康被害をなくすことはできません。

日本における国民の喫煙率は、平成27年では18.2%であり、1万人を超える意識調査でも、飲食店従業員の65.4%が、原則屋内全面禁煙とする厚生労働省の原案に賛成しています。

厚生労働省の有識者会議は6月2日の最終会合で、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに、飲食店や職場、家庭など全ての場所で受動喫煙をゼロにする数値目標を全会一致で決定しています。飲食店は、たばこを吸わない非喫煙者、妊婦、子供、がん患者等も利用する公衆の集まる場です。妊婦、子供など全ての人が受動喫煙の害から守られる法整備が今こそ必要ではないでしょうか。

質問です。（2）、原則屋内全面禁煙とする厚生労働省の原案に沿った法整備がさ

れてこそ、受動喫煙による国民の健康被害を減らすことができると考えますが、見解はどうですか。

○議長（永井武弘） 長井保健衛生部長。

〔長井亮一保健衛生部長 登壇〕

◎保健衛生部長（長井亮一） 受動喫煙防止対策については、平成15年に施行された健康増進法において、多数の人が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙防止措置を講じるよう規定されていますが、努力義務にとどまっています。

平成27年度における全国民の喫煙率は18.2%と減少傾向にある一方、受動喫煙の危険にさらされている人の割合は飲食店で約4割、職場で約3割を超えるなど依然として高く、厚生労働省は努力義務としての取り組みには限界があると結論づけています。

受動喫煙による健康被害が明らかになっている以上、多数の人が利用する施設内において受動喫煙を防止することは重要であると考えていますが、その手法については、健康増進法の改正に向けて国レベルで議論されていることから、その動向を注視していきたいと考えています。

〔平 あや子議員 発言の許可を求む〕

○議長（永井武弘） 平あや子議員。

〔平 あや子議員 登壇〕

◆平あや子 次に、本市の市役所庁舎、議会における禁煙実施状況についてです。

現在、市役所庁舎内に喫煙室は議会棟も含め9カ所あり、うち来庁者専用は3カ所となっています。私どものいる議会棟ですが、喫煙室のほか、会派によっては控室での喫煙も可能で、たばこの煙やにおいが廊下に流れてくることがしばしばあります。

平成15年の健康増進法により、郵便局や銀行の窓口、多くの公共施設が禁煙化されました。平成22年2月に厚生労働省健康局から発出された受動喫煙防止対策について、その2年後の平成24年10月の受動喫煙防止対策の徹底についてにおいて、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性が示されました。その中で、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。少なくとも官公庁と医療施設においては全面禁煙とすることが望ましいと示されたことにより、大阪市、神戸市など、喫煙室を廃止して屋内を全面禁煙とする地方自治体がふえています。喫煙できる自治体の多くは、ドアのある喫煙室を設けており、分煙を強調していますが、先ほども申し上げたように、分煙では受動喫煙の被害は防げません。喫煙対策に詳しい産業医科大学の教授は、たばこの煙は移動する喫煙者の後ろにできる空気の渦に巻き込まれて外に流れ出る。屋内に喫煙室がある限り受動喫煙は発生すると指摘しています。

そこでお聞きしますが、(3)、本市においても国の法整備を待たず、子供からお年寄りまでさまざまな市民が出入りする公共の場である市役所・区役所庁舎を初めとした公共施設の敷地内全面禁煙化を早急に進めるべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（永井武弘） 長井保健衛生部長。

〔長井亮一保健衛生部長 登壇〕

◎保健衛生部長（長井亮一） 本年3月1日に厚生労働省が公表した、受動喫煙防止対策の強化について、基本的な考え方の案によりますと、多数の人が利用し、かつ他施設の利用を選択することが容易でない官公庁施設については、喫煙専用室の設置を認めない屋内禁煙施設とされていますが、制度施行時に既に設置されている喫煙専用室について、施行後5年間、一定の基準を満たすものの存置を認める経過措置が置かれています。

本市の公共施設における受動喫煙防止対策については、新潟市禁煙・分煙宣言施設登録制度を通して積極的に呼びかけており、約83%の公共施設で敷地内禁煙または建物内禁煙となっています。

現在、喫煙室を設置している市役所本庁舎や区役所庁舎における受動喫煙防止対策については、国の動向を注視するとともに、施設の改修や来庁者への周知などの課題について、庁内関係課による検討を進めます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（永井武弘） 長井保健衛生部長。

〔長井亮一保健衛生部長 登壇〕

◎保健衛生部長（長井亮一） 失礼しました。私「喫煙室」というところを皆「禁煙室」と申し上げているようで、「喫煙室」の誤りです。訂正します。（当該箇所訂正済み）

〔平 あや子議員 発言の許可を求む〕

○議長（永井武弘） 平あや子議員。

〔平 あや子議員 登壇〕

◆平あや子 今の御答弁では、市役所庁舎における禁煙化を、課題はありますが検討しているとのことでしたが、市役所庁舎の敷地内全面禁煙化について、まず時期を決めて、それに向かって課題の検討を行うべきではないでしょうか。市役所庁舎の敷地内全面禁煙化はいつから実施するか、まずはきちんとした目安を示すべきと考えますが、どうですか。

○議長（永井武弘） 長井保健衛生部長。

〔長井亮一保健衛生部長 登壇〕

◎保健衛生部長（長井亮一） 現在、国において、今の日本の現状を踏まえながらも、受動喫煙を防止する日本のスモークフリー元年を確実に実現するための制度のあり方について議論を行っているとのことですので、その議論の行方を注視していきたいと考えています。

〔平 あや子議員 発言の許可を求む〕

○議長（永井武弘） 平あや子議員。

〔平 あや子議員 登壇〕

◆平あや子 敷地内全面禁煙化の時期についてお答えいただけませんでした。まずは時期、ゴールを決めてしまわないことには、禁煙化に向けた課題も解決しない、受動喫煙の害も防げないと考えます。市役所庁舎の敷地内全面禁煙化の時期をこの場で

示して、新潟市として市民をたばこの煙の害から守るという姿勢をはっきり示すべきではないですか。いかがですか。

○議長（永井武弘） 長井保健衛生部長。

〔長井亮一保健衛生部長 登壇〕

◎保健衛生部長（長井亮一） 先ほど来お答えしていますように、現在、我が国において国レベルで議論が行われていますので、その議論の行方を注視していきたいと考えています。

〔平 あや子議員 発言の許可を求む〕

○議長（永井武弘） 平あや子議員。

〔平 あや子議員 登壇〕

◆平あや子 国レベルでの議論が停滞する中、7月2日に投票が行われる東京都議選でも、小池都知事を初め、自民党から共産党まで各党が受動喫煙防止条例を公約に掲げました。市民や職員の命と健康に責任を持つのは新潟市です。目安も示せない、こういう消極的な答弁はせずに、敷地内全面禁煙化は早急に判断すべきです。

本市において禁煙化を進めるに当たって、注意していただきたいことがあります。いわゆる新型たばこと呼ばれるものです。煙が出ない、あるいは煙の見えにくい、新しいタイプのたばこですが、既に路上禁煙にしている自治体や室内禁煙にしている事務所、飲食店でも、この新型たばこは規制の対象外にしているところがあります。しかし、日本禁煙学会は、この新しいたばこにも紙巻きたばこと同様にニコチンが含まれ、発がん性物質も含まれているということ、発生する有害物質が見えにくいため、周りの人々は受動喫煙を避けられず、かえって危険であり、全てのレストランやバーを含む公共の場所、公共交通機関での使用は認められないとの見解を出していることを申し上げておきたいと思えます。

最後に3、地元住民からも継続して強い要望が出されています西区の諸課題について質問します。

初めに（1）、内野地区から要望の出ている輪之内橋—旭橋間の左岸側の遊歩道整備についてお聞きします。本市は、輪之内橋—旭橋間の左岸側約900メートル区間の整備に向け、平成26年度から設計及び新潟県との協議を進めているとのことですが、計画の進捗状況、工事着手の時期及び工事完了予定時期についての見通しはどうか伺います。

○議長（永井武弘） 笠原西区長。

〔笠原明夢西区長 登壇〕

◎西区長（笠原明夢） 西川の遊歩道は、地域の皆様の御要望により、西川沿いを安全に楽しく散策できる施設の整備として事業を進めています。

その中で内野地区については、西川にかかる輪之内橋から新西川橋の左岸約1,270メートルのうち、約370メートルが整備済みで、残る輪之内橋から旭橋までの約900メートルの未整備区間について、平成26年度から事業に着手しています。

現在の進捗状況は、平成28年度までに河川管理者である新潟県と協議を行い、予備設計まで完了し、新潟県による河川区域の見直しを目的とした用地測量が実施され

ています。

今年度は、遊歩道の詳細設計を行うとともに、整備に向けた河川管理者との協議を進め、次年度以降の工事着手を目指しており、おおむね3カ年程度の工事期間を見込んでいます。

〔平 あや子議員 発言の許可を求む〕

○議長（永井武弘） 平あや子議員。

〔平 あや子議員 登壇〕

◆平あや子 次に（2）、内野上新町にある西コミュニティセンター脇から五十嵐西、五十嵐三の町西を通り、五十嵐三の町南から新潟大学に抜ける西南2—98号線について伺います。

この道路は、西内野小学校に通う児童らの通学路となっておりますが、道幅が狭いのに自動車の通行量が多く、車のすれ違いにも支障を来しています。この間、地元住民からも強い要望があり、既に2カ所に待避所が整備されていますが、特にすれ違いが困難な平和台団地より東側、五十嵐三の町西から五十嵐西において、さらなる待避所の整備が必要であると考えますが、同計画の見通しについて伺います。

○議長（永井武弘） 笠原西区長。

〔笠原明夢西区長 登壇〕

◎西区長（笠原明夢） 市道西南2—98号線は、西内野地区において通学路や生活道路として利用されている路線ですが、幅員が狭く、歩行者の安全と車の円滑な通行の確保が課題となっております。

本市では平成22年度から、道路沿いで空き地となっている箇所などの適地を選定し、地権者の協力が得られた箇所について、順次、安全なすれ違いのための待避所の整備を行ってきました。

新たな待避所の整備については、平成28年度に候補地の用地測量が完了し、今年度より地権者との用地交渉を行い、早期整備に向け事業を進めていきます。

〔平 あや子議員 発言の許可を求む〕

○議長（永井武弘） 平あや子議員。

〔平 あや子議員 登壇〕

◆平あや子 最後に（3）、国道116号曾和交差点における交通事故対策についてお聞きします。

国道116号の曾和交差点は新潟西バイパスの起点であり、緩いカーブ区間に位置する、4車線の自動車専用道路から2車線の一般道へと変化する交差点です。近年、車線変更を要因とした追突事故や急ブレーキ、新潟から巻へ向かう車線の自動車が内野地域へ右折する際の追突事故が頻発しており、地元からも早急な対策を求める声が出ています。

そこで伺いますが、事故根絶のために道路の改良を早期に進めるべきと考えますが、事故対策事業の進捗状況について伺います。また、曾和交差点から西の巻方面にかけての道路拡幅の見通しについてもあわせて伺います。

○議長（永井武弘） 本多土木部長。

〔本多 均土木部長 登壇〕

◎土木部長（本多均） 新潟西バイパスを含む国道 116 号は国管理の国道で、新潟都市圏における放射環状型の幹線道路ネットワークを形成する重要な道路です。

御質問の曾和交差点については、議員御指摘のとおり、車線変更などを起因とする交通事故が発生している状況であることから、国土交通省が事故対策事業に着手し、今年度は調査、設計を実施するところです。その後、地域の方々や警察と調整し、工事を行うと聞いています。

また、国道 116 号の新潟中央環状道路から曾和交差点に至る延長約 4 キロメートルの区間については、朝夕の慢性的な渋滞などの課題解消に向けて、地域の方々から 4 車線化への要望をいただいています。

本市ではこれまでも、渋滞緩和や道路ネットワークの強化を目的とした都市計画決定に基づく当該区間の 4 車線化について、国への要望活動を行うとともに、関係市町村で構成する国道 116 号改良整備期成同盟会を通じて重ねて要望してきており、既に今年度も当同盟会の要望活動を行っています。

今後も交通環境の改善に向けて、早期の事業化について国へ働きかけしていきます。

〔平 あや子議員 発言の許可を求む〕

○議長（永井武弘） 平あや子議員。

〔平 あや子議員 登壇〕

◆平あや子 以上で質問を終わります。（拍手）